

別記5

他都道府県及び海外等からの入学志願手続の説明会

県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程を志願する者のうち、志願者及び保護者の居住する市町村と志願者が在籍する（卒業した）中学校の所在する市町村が同一学区内でない者、他の都道府県及び海外から志願する者は、「県立高等学校通学区域に関する規則」第5条及び「千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程」第2条の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければなりません。

また、県立高等学校の通信制の課程を志願する者のうち、千葉県の区域内に住所を有しない者は、「県立高等学校通信教育規則」第13条の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければなりません。

なお、市立高等学校を志願する者は、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等が異なります。

については、令和5年11月及び12月に行われる入学志願手続の説明会のいずれかに出席し、入学志願手続の説明を受けてください。なお、詳細については、令和5年9月中旬に千葉県教育委員会ウェブページで発表する予定です。また、この説明会に出席しなければ志願ができないということはありません。

入学志願手続の説明会（千葉県教育委員会・千葉市教育委員会・市立高等学校を所管する市教育委員会）

区 分	日 時	場 所
第1回	令和5年11月20日（月） 午後1時30分から受付、午後2時開会	千葉県教育会館新館501会議室
第2回	令和5年11月24日（金） 午後1時30分から受付、午後2時開会	千葉県教育会館新館501会議室
第3回	令和5年12月5日（火） 午後1時30分から受付、午後2時開会	千葉県教育会館新館501会議室
第4回	令和5年12月25日（月） 午後1時30分から受付、午後2時開会	千葉県教育会館新館501会議室

留意事項

- 1 志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者は、入学志願手続の説明会に出席する必要はありません。在籍（出身）中学校において入学志願手続の説明を受けてください。
 - (1) 千葉県内の中学校から入学を志願する者
 - (2) 埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内の中学校から入学を志願する者
- 2 入学志願手続について不明な点がある場合は、千葉県総合教育センター学力調査部にお問い合わせください。

別記6

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

学校教育法施行規則第 95 条第 1 号又は第 4 号に該当する者
が出願する場合の提出書類（県立高等学校を志願する場合）

注 市立高等学校を志願する場合は、当該市教育委員会が定めるところによる。

1 第 95 条第 1 号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入 証紙貼付票・受検 票・入学願書等受 理証	I 一般入学者選抜（別紙 1） II 海外帰国生徒の特別入学者選抜（別紙 2） III 外国人の特別入学者選抜（別紙 2） IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（別紙 2） V 成人の特別入学者選抜（別紙 3） VII 第 2 次募集（別紙 5） VIII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜（別紙 1、5） IX 秋季入学者選抜（別紙 6）
(2) 選抜ごとに必要 な書類	I 志願理由書（様式 3 の(1)）※、ただし、5 教科の学力検査を実施する 三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式 3 の(1)）※、 及び得点に倍率をかける教科の申告書（様式 2 4）（当該三部制の定時制の 課程において、志願者が出願時に申告する 3 教科の得点にかける倍率を 1 倍と定めた場合を除く。） II 海外在住状況説明書（様式 6） III 外国人特別措置適用申請書（様式 7 の(2)）及び外国籍であることを証する 書類 IV 中国等帰国生徒特別措置適用申請書（様式 8） V 成人の特別入学者選抜志願申請書（様式 9） VII 誓約書（様式 1 6 又は 1 7）ただし、三部制の定時制の課程を志願する 場合は、志願理由書（様式 3 の(1)）※、及び誓約書（様式 1 6 又は 1 7） VIII 志願理由書（様式 3 の(1)）※、ただし、「第 2 第 2 次募集」に出願する 場合は志願理由書（様式 3 の(1)）※、及び誓約書（様式 1 6 又は 1 7） IX 志願理由書（様式 3 の(1)）※ ※ I、VII、VIII 及び IX の「志願理由書」は、志願する高等学校が提出を 求める場合に提出する。
(3) 選抜結果通知用 封筒	8 4 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った 定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 自己申告書	障害があることによって生ずる事柄等について説明することを希望する者 は、所定の様式（様式 4）で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、 封をして提出すること。 また、原則として志願者本人が記入すること。
(5) 誓約書	入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式 1 5）
(6) 修了証明書・成 績証明書	外国における当該生徒の在籍（出身）中学校長が発行した第 9 学年の修了 証明書及び成績証明書（成人の特別入学者選抜を志願する場合は、成績証明 書の提出を必要としない）。 原則として、英語又は中国語で記載されたものとする。英語又は中国語で記載さ れたものを提出できない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部まで問い合わ せること。

2 第95条第4号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入 証紙貼付票・受検 票・入学願書等受 理証	I 一般入学者選抜（別紙1） II 海外帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2） III 外国人の特別入学者選抜（別紙2） IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2） V 成人の特別入学者選抜（別紙3） VII 第2次募集（別紙5） VIII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜（別紙1、5） IX 秋季入学者選抜（別紙6）
(2) 選抜ごとに必要 な書類	I 志願理由書（様式3の(1)）※、ただし、5教科の学力検査を実施する 三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式3の(1)）※、 及び得点に倍率をかける教科の申告書（様式24）（当該三部制の定時制の 課程において、志願者が出願時に申告する3教科の得点にかける倍率を 1倍と定めた場合を除く。） II 海外在住状況説明書（様式6） III 外国人特別措置適用申請書（様式7の(2)）及び外国籍であることを証する 書類 IV 中国等帰国生徒特別措置適用申請書（様式8） V 成人の特別入学者選抜志願申請書（様式9） VII 誓約書（様式16又は17）ただし、三部制の定時制の課程を志願する 場合は、志願理由書（様式3の(1)）※、及び誓約書（様式16又は17） VIII 志願理由書（様式3の(1)）※、ただし、「第2 第2次募集」に出願する 場合は志願理由書（様式3の(1)）※、及び誓約書（様式16又は17） IX 志願理由書（様式3の(1)）※ ※ I、VII、VIII及びIXの「志願理由書」は、志願する高等学校が提出を 求める場合に提出する。
(3) 選抜結果通知用 封筒	84円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った 定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 自己申告書	障害があることによって生ずる事柄等について説明することを希望する者 は、所定の様式（様式4）で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、 封をして提出すること。 また、原則として志願者本人が記入すること。
(5) 誓約書	入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）
(6) 中学校卒業程度 認定証明書	文部科学省発行の中学校卒業程度認定証明書
(7) 調査書	文部科学省発行の調査書 成人の特別入学者選抜を志願する場合は、調査書の提出を必要としな い。

学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が
「X 通信制の課程の入学者選抜」に出願する場合の提出書類

1 第95条第1号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙7）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、950円分の県収入証紙を貼付すること。
(2) 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」に出願する場合に提出する。 所定の様式（様式16又は17）で作成すること。
(3) 選抜結果通知用封筒	84円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 志願理由書	所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
(5) 自己申告書	障害があることによって生ずる事柄等について説明することを希望する者は、所定の様式（様式4）で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をして提出すること。 また、原則として志願者本人が記入すること。
(6) 誓約書	入学後千葉県内の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式15）
(7) 修了証明書・成績証明書	外国における当該生徒の在籍（出身）中学校長が発行した第9学年の修了証明書及び成績証明書。 原則として、英語又は中国語で記載されたものとする。英語又は中国語で記載されたものを提出できない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部まで問い合わせること。

2 第95条第4号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙7）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、950円分の県収入証紙を貼付すること。
(2) 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」に出願する場合に提出する。 所定の様式（様式16又は17）で作成すること。
(3) 選抜結果通知用封筒	84円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 志願理由書	所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
(5) 自己申告書	障害があることによって生ずる事柄等について説明することを希望する者は、所定の様式（様式4）で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をして提出すること。 また、原則として志願者本人が記入すること。
(6) 誓約書	入学後千葉県内の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式15）
(7) 中学校卒業程度認定証明書	文部科学省発行の中学校卒業程度認定証明書
(8) 調査書	文部科学省発行の調査書

別記9

国語学力検査（聞き取り検査）及び英語学力検査（リスニングテスト）の受検の配慮申請

「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」における国語学力検査に含まれる聞き取り検査及び英語学力検査に含まれるリスニングテストは、各高等学校の校内放送施設を使って、国語及び英語の学力検査開始直後、10分程度で実施する。

難聴の志願者が国語及び英語の学力検査を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合の手続等は、次のとおりとする。

1 難聴のため、自席で補聴器を使用して受検を希望する志願者は、選抜検査の受付の際、各高等学校の関係職員にその旨を申し出るものとする。

なお、補聴器は、日常使用しているものを使用する。

2 補聴器を使用してもなお特別な配慮が必要な志願者は、その内容について、受検に係る特別配慮申請書（様式21）により、願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。

3 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍（出身）中学校等の校長と協議を行い、受検に係る特別配慮通知書（様式22）を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ送付する。ただし、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、協議を要さない。

なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。

4 この配慮申請は、各高等学校で、校内放送施設を使って実施する全ての検査について準用する。

別記10

障害のある志願者の受検の配慮申請

障害のある志願者が各入学者選抜を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、障害のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

1 障害があることにより、特別な配慮が必要な志願者は、その内容について、受検に係る特別配慮申請書（様式21）により、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。

2 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍（出身）中学校等の校長と協議を行い、学力検査等の公正さが保たれ、かつ、実施可能な範囲において、適切な措置を講ずることができる。ただし、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、協議を要さない。

なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。

3 特別の配慮を講ずる必要があると認めた当該高等学校の校長は、受検に係る特別配慮通知書（様式22）を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ送付する。

4 このことに関連して、特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。

別記11

日本語指導が必要な者で学力検査問題にルビ振りを必要とする志願者の配慮申請

入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者が、「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」において、学力検査問題にルビ振りを申請する場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、「入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内」とは、原則として、入国又は帰国した日から令和6年2月5日（月）までに3年が経過していない場合をいう。また、「日本語指導が必要な者」とは、外国籍の者、外国籍であったが養子縁組や帰化等により日本国籍を得た者、海外現地校等で日本語の指導を十分に受けることができなかった海外帰国生徒等をいう。

- 1 日本語指導が必要な者で学力検査問題にルビ振りを必要とする志願者は、学力検査問題のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）及び外国籍であることを証する書類（在留カード、特別永住者証明書又はこれに代わる書類）により、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、日本国籍の者については、外国籍であることを証する書類の提出は、必要としない。また、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。
- 2 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍（出身）中学校等の校長と協議を行い、受検に係る特別配慮通知書（様式22）を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ送付する。ただし、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、協議を要さない。

なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。

- 3 このことに関連して、特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。

別記12

調査書及び学力検査等の結果の情報提供

「個人情報の保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」第3の9に基づき、令和6年度千葉県公立高等学校入学者選抜で高等学校の校長に提出された調査書及び令和6年度千葉県公立高等学校入学者選抜の学力検査等の結果の情報提供を次のとおり実施する。なお、市立高等学校にあつては、当該市教育委員会の定めるところによる。

- 1 提供場所
受検した高等学校
- 2 提供方法
 - (1) 調査書の閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）
 - (2) 学力検査の総合得点及び教科別得点の閲覧
 - (3) 学校独自問題による検査の総合得点及び教科別得点並びにその他の検査（思考力を問う問題による検査に限る。）の得点の閲覧
- 3 提供期間
各入学者選抜の入学許可候補者発表日の翌日から1か月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）
 - (1) 調査書
 - ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」
令和6年3月5日（火）から4月4日（木）まで
 - イ 「Ⅶ 第2次募集」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」

及び「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」

令和6年3月15日（金）から4月15日（月）まで

ウ 「追加募集」

入学許可候補者発表日の翌日から1か月間

エ 「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」

令和6年4月15日（月）から5月14日（火）まで

オ 「IX 秋季入学者選抜」

令和6年8月28日（水）から9月27日（金）まで

カ 「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」

令和6年9月11日（水）から10月10日（木）まで

(2) 学力検査の総合得点及び教科別得点

「I 一般入学者選抜」、「II 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「VI 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「VIII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の学力検査の総合得点及び教科別得点

令和6年3月5日（火）から4月4日（木）まで

(3) 学校独自問題による検査の総合得点及び教科別得点並びにその他の検査（思考力を問う問題による検査に限る。）の得点

ア 「I 一般入学者選抜」及び「VIII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」

令和6年3月5日（火）から4月4日（木）まで

イ 「VII 第2次募集」

令和6年3月15日（金）から4月15日（月）まで

4 提供時間

(1) 全日制の課程、三部制の定時制の課程（午前部・午後部）及び通信制の課程

午前9時から午後4時30分まで

(2) 定時制の課程（三部制の定時制の課程（午前部・午後部）を除く。）

午後2時から午後7時まで

（ただし、学年末休業日及び学年始め休業日は午前9時から午後4時30分までとする。）

5 提供の申出の方法及び実施

(1) 口頭により提供を申し出る。また、調査書の写しの提供を申し出る場合は、「写し等の交付申請書」に必要事項を記入し、提出する。

(2) 申し出た者が受検した本人等であることの確認は、次のとおり行う。

ア 申し出た者が受検した本人である場合には、高等学校の校長は、受検票等により、申し出た者が受検した本人であることを確認した後、提供を行う。

なお、受検票がない場合には、個人番号カード（表面）、運転免許証又は旅券等、官公庁（特殊法人を含む。）が発行する写真のはり付けられた書類等の提示を求めるものとする。

また、健康保険の被保険者証、国民年金手帳等の写真のはり付けられていない書類等の場合には、複数の書類等の提示を求めるものとする。

イ 申し出た者が法定代理人である場合には、高等学校の校長は、受検票等の確認後、受検した本人であることを確認する場合と同様の書類等によって申し出た者が法定代理人本人であることを確認するほか、受検した本人が未成年者又は成年被後見人であること及び申し出た者が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを明らかにする書類（開示請求をする30日以内に作成された戸籍謄本や後見登記事項証明書等）の提示を求めるものとする。

※ 詳細については「個人情報の保護に関する法律等に基づき千葉県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」第3の3の(2)のア及びイを参照すること。

入学者選抜における選抜・評価方法及び学習成績分布表の公表

千葉県情報公開条例第26条及び第27条並びに県政情報の公表に関する要綱第4条第10号に基づき、令和6年度千葉県公立高等学校入学者選抜における高等学校の選抜・評価方法及び令和6年度千葉県公立高等学校入学者選抜で県教育長に提出された県内の公立中学校の学習成績分布表の公表を次のとおり実施する。

1 選抜・評価方法の公表

(1) 公表場所及び公表方法

千葉県文書館行政資料室
閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

(2) 公表期間

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」

「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」

「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」

「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」

「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」

「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」

「Ⅶ 第2次募集」「追加募集」

「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」

「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」、「第2 第2次募集」

「Ⅸ 通信制の課程の入学者選抜」

「第1 一期入学者選抜」、「第2 二期入学者選抜」、「第3 三期入学者選抜」

令和6年7月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

イ 「Ⅸ 秋季入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」

令和6年11月1日（金）から令和8年3月31日（火）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

(3) 公表時間

午前9時から午後5時まで

2 学習成績分布表の公表

(1) 公表場所及び公表方法

ア 千葉県文書館行政資料室
閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

イ 千葉県教育委員会のウェブページ
PDF形式で掲載

(2) 公表期間

ア 千葉県文書館行政資料室

令和6年7月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

イ 千葉県教育委員会のウェブページ

令和6年7月1日（月）から令和7年6月30日（月）まで

(3) 公表時間

ア 千葉県文書館行政資料室
午前9時から午後5時まで

イ 千葉県教育委員会のウェブページ
サーバー稼働中は常時